

議第68号

三島市職員の高齢者部分休業に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第2条 任命権者は、第4項に規定する年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日とする。

4 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに規則で定

める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

- 2 高齢者部分休業をしている職員についての三島市一般職の職員の給与に関する条例第11条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「三島市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年三島市条例第 号）の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。

（退職手当の取扱い）

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び三島市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年三島市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び三島市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときその他規則で定める場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長の承認）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、その延長後の休業時間が当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えないこととなる範囲内で、5分を単位として行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年1月4日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る高齢者部分休業の承認は、施行日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。

令和5年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士